

.Driving!

いつでもつながる、あなたの側に

「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」付帯サービス

録るだけのドラレコか。
つながるドラレコか。

損保ジャパンのつながるドラレコ。



特約保険料*
月々 **850円**

つながるドラレコ なら損保ジャパンや警備会社ALSOKとつながっているからいざというときも安心です。

※保険期間1年の場合の保険料(一括払の場合、年間9,720円)です。団体扱・集団扱の場合などは保険料が異なります。また月々の特約保険料は分割割増5%が適用される契約の場合を記載しています。

Driving! ウェブサイトはコチラから >



結論。いざというとき、助けてくれる つながるドラレコ .Driving!

そのドライブレコーダーは、万が一のとき
本当に頼りになるでしょうか？

出会い頭、追突など、日本では年間約40万件※の交通事故が起きています。
事故の相手方は選ぶことができません。
あおり運転の相手方と万が一衝突してしまったら不安ではないでしょうか。
ALSOKとつながっている損保ジャパンのつながるドラレコ Driving!は、
録画するだけでなく、平常時の見守り、事故後のかけつけなど、
事故の未然防止から解決までトータルでサポートし、お客さまに安心を提供します。
※事故件数の出典：交通事故総合分析センター (https://www.itarda.or.jp/situation_accidents)

つながるドラレコは

3つの機能で安全・安心な運転を支援します。



つながるドラレコは事故を検知して
一斉連絡!



損保ジャパン
SOMPO



ご家族

損保ジャパンのつながるドラレコ Driving! なら、
事故による強い衝撃を検知した場合、自動的に
損保ジャパンや事前に登録したご家族・保険代理店に通知。
ALSOKかけつけ安心サービスなどの
事故対応サポートを依頼することもできます。



ALSOK

(注) ALSOKかけつけ安心サービス
は、お客さまが必要とした場合
にご利用いただけます。



保険代理店



01 つながるドラレコは、 かけつける!

もしもの時の事故対応サポート

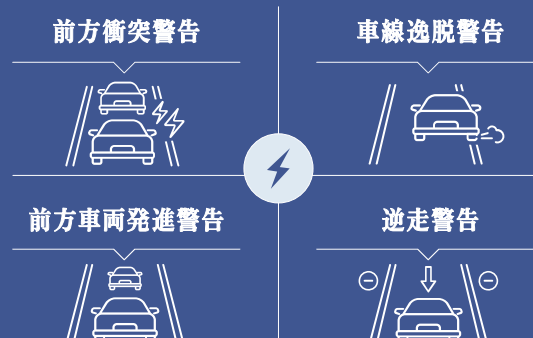
万が一の事故時には、自動通報、手動通報に加え「ALSOK かけつけ
安心サービス」で安心を提供。



02 つながるドラレコは、 見守る!

運転中のサポート機能

高性能ドライブレコーダーを使用した安全運転のサポート機能。
事故を未然に回避または軽減するために画面表示と警告音で注意喚起。



03 つながるドラレコは、 分析する!

運転力をデータで見える化

運転特性などを分析し、専用スマホアプリで運転診断レポートを表示。



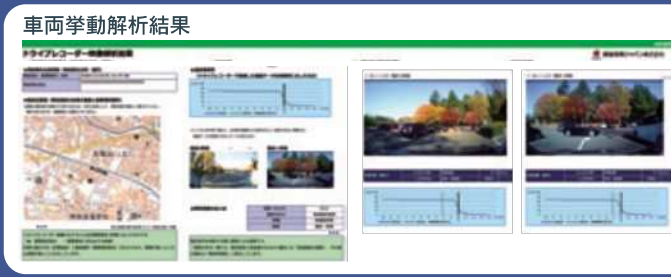
運転特性スコア※が80点以上の場
合は翌年度の自動車保険料を5%
割引く走行特性割引が適用され
ます。

※当社が定める走行情報等のデータにもとづ
き算出したスコアです。



ドライブレコーダーを活用した 事故レポートでお客さまの不安を解消

Driving! では、損保ジャパンに送信された映像、GPS 情報や速度情報など
を活用・分析することができます。事故発生時の記憶があいまいでも、ドライ
ブレコーダーのデータから事故状況を正確に分析し、必要に応じて事故の責
任割合などのレポートをご提供することで、お客さまの不安を解消します。



レポートイメージ

つながるドラレコは、かけつける！

01 | もしもの時の事故対応サポート

現場の安全確保、救急車の手配や警察への連絡、事故の相手方への対応など事故発生時は対応しなければならないことが多く、事故の経験がない人ほど何をすればいいかわからず不安になってしまうもの。Driving!なら、**事故による強い衝撃を検知した場合、損保ジャパンや事前に登録したご家族・保険代理店に通知**。ALSOKかけつけ安心サービスなどの事故対応サポートを依頼することができます。

さらに、**自動または手動でドライブレコーダー内のデータを損保ジャパンに転送し、事故発生状況を解析することで、事故のスムーズな解決を実現、素早く安心を提供します。**



HELPNET連携 お客様との通話内容とドライブレコーダーの位置情報にもとづき、警察・消防へ連絡、救急車両を要請します。
(注) 専用スマホアプリからHELPNET連携はできません。

ALSOKかけつけ安心サービス

全国2,400の拠点から、ALSOKのガードマンが24時間いつでも事故現場へかけつけます。事故現場の安全確保や救急車の手配、事故の相手方からのヒアリングなど、事故時の初期対応をお客さまに代わって親身に対応します。また、お客さまからお伺いした事故状況など、必要な情報を損保ジャパンに連携します。

- (注1) 自動車専用道路(有料道路を含みます。)、山間部または島しょ部など一部かけつけできない場所があります。
- (注2) サービス対象エリアは、ALSOKのガードマンが事故現場に概ね30分以内にかけつけられる場所としているため、30分以上かかると思込まれるエリアはサービス対象外となります。
- (注3) ALSOKのガードマンはお客さまに代わって示談交渉を行うことはできません。

事故発生時の自動通報、手動通報

事故発生時、自動または手動で、損保ジャパンやあらかじめ登録したご家族の方に事故が発生したことを通知します。通報時の映像をその場で確認することも可能です。



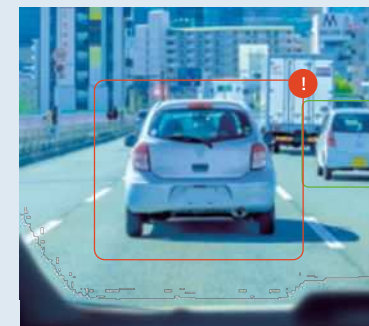
(注) 事故による強い衝撃を検知した場合に自動通報が行われますが、強い衝撃が発生しないような事故の場合、緊急通知ボタンを活用した手動通報が可能です。

つながるドラレコは、見守る！

02 | 運転中のサポート機能

Driving!の専用ドライブレコーダーは運転中の映像記録はもちろん、走行距離・時間やヒヤリハット※が起きた場所など、さまざまな運転データを常に記録しています。また、運転中に車間距離がつまって追突の危険を感知した際にドライバーに注意喚起する前方衝突警告機能も搭載しています。**危ない運転を防ぎながら、もしもの時に役立つデータを正確に記録し、運転中の安全と安心をサポートする機能です。**

※重大な事故にならない、運転中のヒヤリとした体験・ハッとした体験のことを指します。以下、同様とします。



4つの安全運転サポート機能

1 前方衝突警告

前方車両との近接距離が警告距離に入った場合に警告を通知する。



前方衝突注意

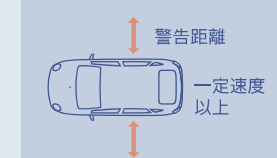


音声

車間距離にご注意ください。

2 車線逸脱警告

自車両の右端または左端が車線を検知した際に警告を通知する。



車線逸脱注意

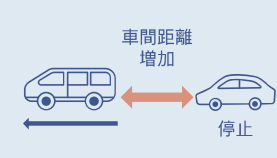


音声

走行レーンにご注意ください。

3 前方車両発進警告

自車両が停止状態でかつ発進遅れを検知した場合に警告を通知する。



前方車両発信

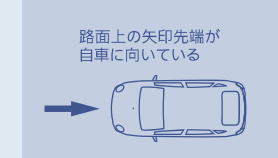


音声

前方の車両が発進しました。

4 逆走警告

自車両が逆走していることを検知した場合に警告を通知する。



逆走注意



音声

逆走の可能性があります。進行方向を確認してください。

つながるドラレコ



.Driving!

録画するだけでなく、平常時の見守り、事故後のかけつけなど、事故の未然防止から解決までトータルでサポートします。

録るだけのドラレコ



一般的なドライブレコーダーは録画するだけ。事故が発生した時の対応や、録画したデータの取り出しなど、ご自身で行う必要があります。

03 運転力をデータで見える化

運転後のセルフメンテナンス機能として、運転診断レポートがあり、専用スマホアプリやドライバーズページ(web)で確認できます。ご自身の運転の振り返りや運転能力の維持・向上を図ることができます。運転スコアの推移やヒヤリハットなどを確認することで、これまで意識してこなかったご自身の運転の特徴を知り、要注意ポイントを把握できます。さらに、**運転特性スコア※が80点以上である場合は翌年度の自動車保険料を5%割引く走行特性割引が適用されます。**

※当社が定める走行情報等のデータにもとづき算出したスコアです。

月間レポート

毎月の運転評価を確認できます。
総合得点の他に全国平均、年代平均との比較も可能です。



- 1 運転評価(総合)をランクおよび得点で表示
ランクは5段階(S,A,B,C,D)
- 2 走行距離・時間を表示
- 3 アクセル、ハンドル、ブレーキの区分ごとの評価を表示
- 4 前月、全国平均スコア、年代平均との比較を表示
(注)年代平均での比較は契約者年齢での比較となります。
- 5 ヒヤリハットの回数や発生地点の確認が可能
- 6 過去の月間スコアの推移や詳細も確認可能

(注)専用スマホアプリでの画面を表示しています。

運転ごとのレポート

走行ルート、距離・時間に加え、運転評価をランク形式で表示。
また、ヒヤリハット発生地点もマップ上に表示します。
日々の運転での気づきで、運転スキルの向上が図れます。

(注)専用スマホアプリでの画面を表示しています。
ドライバーズページ(web)では運転ごとのレポートは確認できません。



- 1 運転評価(総合)をランクで表示
ランクは5段階(S,A,B,C,D)
- 2 走行距離・時間を表示
- 3 アクセル、ハンドル、ブレーキの区分ごとの評価を表示
- 4 走行ルートを地図上に表示
- 5 ヒヤリハット
・急アクセル
・急ハンドル
・急ブレーキ
を地図上に表示

専用スマホアプリの特長

ドライブレコーダー機能のさらなる活用、事故時における“つながる”安心のさらなる向上のため、ドライブレコーダーとWi-Fiでつながる専用スマホアプリを無料で提供します。
Wi-Fi接続することで、**ドライブレコーダー内に記録された動画を専用スマホアプリで簡単に確認できます。**



① 運転記録

月間レポートに加え、運転ごとの評価やヒヤリハット分析を提供。
タイムリーな情報提供で安全運転意識の向上につなげ、未然に事故防止を図ります。

② 動画

事故による強い衝撃を検知した場合に、映像(衝撃検知前10秒、後5秒)が自動的に損保ジャパンに連携されます。強い衝撃が発生しないような事故の場合、スマホアプリから映像をダウンロードし、損保ジャパンへ送信することが可能です。

(注) ダウンロードした動画から事故発生が特定できる箇所を指定し送信していただきます。

③ 事故対応

万が一事故が発生した場合、事故発生現場で対応することがすぐにわかります。また事故解決までの流れも確認できます。

④ 駐車位置確認

ドライブレコーダーと専用スマホアプリの連携により、駐車時の位置情報を活用し、車をどこに駐車したか、ドライバーにお知らせします。車が盗難にあった場合も車の場所を特定でき、盗難時の対策にも活用できます。

アプリ上の画面イメージ



運転ごとの動画をストーリーミング再生できます。

動画のダウンロード、編集、共有が可能です。また、損保ジャパンに動画を送ることも可能です。

衝突したタイミングを指定すると、衝撃時を含む動画を作成します。
SDカードに保存されている動画は上書きされます。動画は早めにダウンロードが必要です。

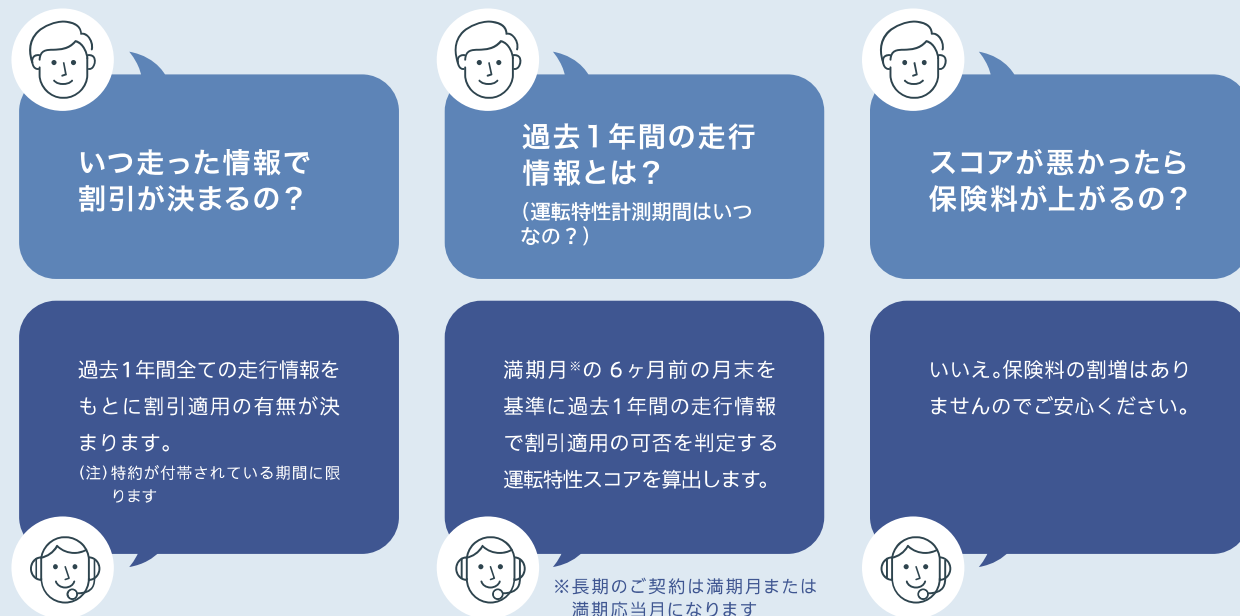
安全運転で保険料をお得に

■ 走行特性割引とは？

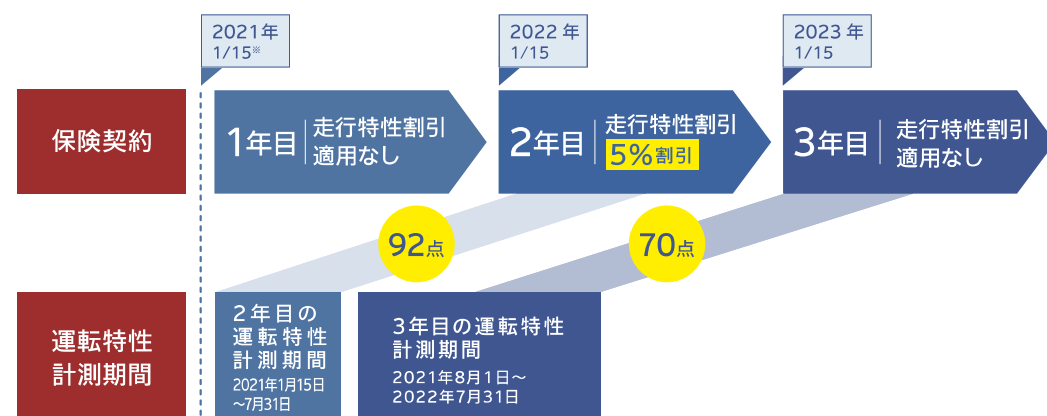
ご契約の車に設置したDriving!のドライブレコーダーで取得した走行情報をもとに算出された**運転特性スコア※**が80点以上の場合に、翌年度の自動車保険料を5%割引く仕組みです。ドライブレコーダーを設置して安全運転することで、お客さまの運転特性にもとづいた納得感のある保険料を実現します。

※当社が定める走行情報等のデータにもとづき算出したスコアです。

■ 計測期間と割引適用のイメージ



例：保険始期が2021年1月15日の保険契約にDriving!を付帯した場合



※保険始期が2021年1月以降のご契約の走行情報が対象です

■ 走行特性割引の仕組み

ドライブレコーダーから得られる走行情報を活用し、運転技術を判定することで、保険料割引の有無を決定します。急アクセル、急ブレーキ、急ハンドル、制限速度超過を避けた安全な運転を心がけることで、運転特性スコアで高得点を取得しやすくなります。



加入前に必ずチェック！

特約付帯上の注意点です。以下項目を必ずご確認ください。

利用携帯電話の確認

ご契約者さま以外に、緊急時お知らせ先に登録される方も、以下の条件を満たす必要があります。

- ☐ ご自身の携帯電話を所有している。
- ☐ ショートメッセージサービス(SMS)が利用できる。
(SMS機能を搭載し、かつ受信拒否設定を行っていないことをご確認ください。)
SMSの発信元は「SompoJapan」になります。
(注) ご契約者さまは、サービスが利用可能なブラウザ機能※が必要です。
※Google Chrome, Microsoft Edge, Safari

車両内装備の確認

- ☐ シガーソケット※が使用できる車両である。
本特約で使用するドライブレコーダーは電源供給のためシガーソケットを使用します。

※本ドライブレコーダーはDC12Vマイナスアース車専用です。大型トラックなどの24V車の場合は、電圧を変換する機器が必要となります。

ご注意

画像認識技術やレーダー機能を使用した安全運転機能付き自動車(自動ブレーキ機能や車間距離制御機能等)に設置される場合には、自動車の販売店・メーカーに設置の可否を確認してください。

ドライブレコーダー設置時に、ご契約の車両の車高および車幅情報が必要になります。車検証をご用意ください。



ご加入の対象となる自動車保険契約

対象のご契約	ノンフリート契約
対象の自動車	次のいずれかの用途車種に該当する自動車 (ただし契約自動車が次のいずれかに該当する場合は、この特約を付帯することはできません。①レンタカー②教習用自動車③構内専用車④外務省登録自動車) ① 自家用普通乗用車 ⑦ 営業用乗用車 ② 自家用小型乗用車 ⑧ 営業用小型貨物車 ③ 自家用軽四輪乗用車 ⑨ 営業用軽四輪貨物車 ④ 自家用小型貨物車 ⑩ 営業用普通貨物車 ⑤ 自家用軽四輪貨物車 ⑪ キャンピングカー ⑥ 自家用普通貨物車
ご契約期間	3年以内 (保険料一括払特約を付帯した保険期間が1年を超えるご契約は除きます。)

特約保険料※
月々

850円

※ 保険期間1年の場合の保険料(一括払の場合、年間9,720円)です。団体扱・集団扱の場合などは保険料が異なります。また月々の特約保険料は分割割増5%が適用される契約の場合を記載しています。

特約を新たにご契約いただく場合

ドライブレコーダーのお届けは、ご契約いただいてから2週間～3週間程度の期間を要します。ご契約始期日直前にご契約いただいた場合、ご契約始期日までにお届けできない場合がございますので、あらかじめご了承のうえ、お申込みください。



特約を解約された場合

返却キットを解約日から1か月後を目安に送付させていただきます。返却キットを送付させていただいた日が属する月の翌月末日までにご返却をお願いします。ご返却いただけなかった場合、違約金(ドライブレコーダー本体30,000円)を請求させていただきますのでご注意ください。



Driving!利用規約（抜粋）

「ドライビング！」利用規約において、使用される用語に関する説明は次のとおりです。

(五十音順)

用語	説明
継続前契約	本規約の対象となる保険契約と保険契約者および契約自動車と同一として損保ジャパンと締結する「ドライビング！」の対象となる保険契約で、本規約の対象となる保険契約の保険証券記載の保険期間の初日を保険期間の末日とする保険契約をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
サービス利用情報	「ドライビング！」を通じて損保ジャパンが取得するログ情報、自動車の運転情報（走行距離、時間、位置情報、加速度センサー、ジャイロセンサーによる計測値および安全運転診断結果）、端末の映像等の利用によって得られた診断結果等をいいます。 ※端末の映像等の利用を通じて取得される情報には、リアカメラ等を通じて取得される映像を含みます。
自動通報	端末が基準値を超える大きさの衝撃を検知して、端末より自動的に車両位置情報や映像情報等を損保ジャパンに発信することをいいます。
手動通報	端末のボタン等の押下操作により、端末より車両位置情報や映像情報等を損保ジャパンに発信することをいいます。
専用アプリ	本規約に従い損保ジャパンが提供する一部のサービスの利用に必要なスマートフォン向けの専用アプリをいいます。
専用サイト	本規約に従い損保ジャパンが提供する一部のサービスの利用に必要なインターネットサイトをいいます。
専用SDカード	端末貸与時に提供されるメモリーカードをいいます。
端末	損保ジャパンが貸与する運転録画機能や通信機能等を有するパナソニック社製のドライブレコーダー型テレマティクス端末およびその付属物をいいます。ただし、専用SDカードおよびリアカメラは含みません。
端末等	端末および専用SDカードをいいます。
知的財産権	特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権等の、法令により定められた権利または法律上保護される利益にかかる権利をいいます。
提携先企業等	損保ジャパンからの委託または業務提携により「ドライビング！」の提供に関わる企業、団体、その再委託先等および損保ジャパンと損害保険代理店委託契約を締結している代理店をいいます。
「ドライビング！」	第3条（「ドライビング！」の内容）に定めるサービスをいいます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員※、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。 ※ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
ブラウザ閲覧機能	WEBサイトを閲覧することができる機能をいいます。
リアカメラ	利用対象者が自ら用意する、端末に接続可能な損保ジャパン指定の後方撮影用カメラをいい、付属品を含むものとします。

第1条（規約の目的等）

- (1) 本規約は、損保ジャパンの自動車保険契約に対して提供する「ドライビング！」の事項を定めたものです。
- (2) 保険契約者が、本規約に同意した上で「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」を付帯したときは、損保ジャパンは、次条に定める利用対象者に対し「ドライビング！」を提供するものとします。
- (注)「ドライビング！」の内容は、予告なく中止・変更となる場合があります。

第2条（利用対象者の定義）

- (1) 本規約において、利用対象者とは、次のとおりとします。

区分	利用対象者
① 第3条（「ドライビング！」の内容）(1)①	保険契約者
② 同条(1)②から⑦	契約自動車を保険契約者の承認を得て利用する者

- (2)(1)の規定にかかわらず、利用対象者が次のいずれかに該当する場合は、利用対象者に含みません。

- ①反社会的勢力に該当すると認められること。
- ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ③反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- ④法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (3)「ドライビング！」提供後、利用者が「ドライビング！」の利用対象者ではないことが判明した場合は、「ドライビング！」の提供に要した費用は、すべて利用者の負担とします。

第3条（「ドライビング！」の内容）

- (1)本規約により提供する「ドライビング！」の内容は次のとおりです。
- ①端末等の貸与。ただし、端末等の貸与の対象車両は契約自動車とし、不正改造されておらず、シガーソケットまたはアクセサリーソケットが装備されている自動車である場合に限ります。
- ②事故発生時の自動通報または手動通報および事故発生前後の映像の損保ジャパンへの送信(リアカメラが接続されている場合には、その映像を含みます。)
- ③自動通報または手動通報による損保ジャパンの提携先企業による事故現場へのかけつけ
- ④安全運転診断・運転履歴の閲覧等、契約者専用サイトまたは専用アプリの利用
- ⑤ドライブレコーダー機能による危険挙動検知・アラートの発信
- ⑥事故発生時の自動通報または手動通報後に、提携先企業が利用対象者との通話により交通事故の状況を聴取した場合で、利用対象者が自ら通報できない等やむを得ない場合の救援機関等への通報代行
- ⑦その他①から⑥までのいずれかに関連するサービスの提供
- (2)(1)③の内容は、「ALSOKかけつけ安心サービス利用規約」にしたがって提供します。
- (3)(1)⑥の救援機関等への通報代行については、株式会社日本緊急通報サービスが提供します。

第4条（「ドライビング！」を利用できない場合）

- (1)契約自動車が日本国外で使用されている場合は、「ドライビング！」は利用できません。
- (2)損保ジャパンは端末等、リアカメラ、専用サイトおよび専用アプリの機能につきその性能を保証するものではなく、契約自動車の状況や事故の状況、天候、通信環境等により、その機能が十分にまたはまったく発揮されない場合があります。この場合、前条(1)の内容の一部または全部を利用できない場合があります。
- (3)次のいずれかに該当する場合は、利用対象者は、前条(1)の内容の一部または全部を利用できないことがあります。
- ①「ドライビング！」を提供するシステムの保守・工事、障害修理等を実施する場合
- ②「ドライビング！」を提供するシステムが火災、停電、損壊、故障等により正常に動作しなくなった場合
- ③第6条(端末等の貸与・交換・返却等)(4)の手続きに際し、「ドライビング！」を利用できない期間が発生した場合
- ④端末に付随する機器に、重大なセキュリティ上の危険が発見または予見された場合
- ⑤端末がインターネットに接続されている第三者に向け、不正なアクセス行為の発信元となる可能性がある場合
- ⑥使用環境その他事情により、端末またはリアカメラの機能を発揮できなかった場合
- ⑦天災、戦争等に起因して損保ジャパンが制御できない障害が発生した場合
- ⑧①から⑦までの他、損保ジャパンが端末の機能を停止した方が望ましいと判断した場合

第5条(利用対象者の義務)

- (1)利用対象者は、「ドライビング！」を利用する場合は、次の義務を負うものとします。
- ①端末等を善良な管理者の注意義務をもって保管、管理および使用すること。

- ②端末等を受領した日以降速やかに、契約自動車に端末等を設置し初期動作確認を行うこと。
- ③取扱説明書の注意事項および関連法令等を遵守し、適切な方法で端末等を契約自動車に設置すること。
- ④端末等の破損、故障等により「ドライビング！」が利用できなくなった場合は、速やかに損保ジャパンに通知すること。
- ⑤端末等を紛失した場合は、速やかに損保ジャパンに通知すること。
- ⑥端末等が盗難にあった場合は、速やかに警察へ届出を行い、損保ジャパンに通知すること。
- ⑦インターネット上のWEBサービスおよび専用アプリを利用するために必要なインターネット通信料等について負担すること。
- ⑧「ドライビング！」で利用するIDおよびパスワードの使用および管理について責任を負うこと。
- ⑨「ドライビング！」を利用するために必要な車両、ハードウェア、ソフトウェア等を自らの責任と負担において準備し、「ドライビング！」の利用環境を維持すること。
- ⑩「ドライビング！」に関する個人情報、サービス利用情報を保護するために、必要かつ適切な情報セキュリティ策を講じること。
- ⑪サービス利用情報の保存、管理、バックアップ等について責任を負うこと。
- (2)利用対象者は、「ドライビング！」を利用する場合は、次の行為を行ってはなりません。
- ①「ドライビング！」を通じて知り得た個人情報またはサービス利用情報を第三者に開示する行為(注)
- ②虚偽の人物を名乗り、「ドライビング！」を利用する行為
- ③「ドライビング！」に必要な情報またはその他の個人情報について虚偽の登録をする行為
- ④金銭その他の商業的利益を求める目的で「ドライビング！」を利用する行為
- ⑤他の利用対象者の個人情報を収集または蓄積する行為
- ⑥詐欺的行為その他の犯罪行為
- ⑦詐欺的行為その他の犯罪行為に加担し、またはこれに結びつく行為
- ⑧損保ジャパンまたは第三者の知的財産権を侵害する行為
- ⑨有害なコンピュータプログラム等をアップロード、送信または書き込む行為
- ⑩「ドライビング！」の運営を妨げ、損保ジャパンの信頼を損なう行為
- ⑪「ドライビング！」を利用する権利を第三者に譲渡、販売、移転または担保に供する行為
- ⑫再使用許諾、貸与その他方法の如何を問わず第三者に利用させる行為
- ⑬①から⑫までの他、「ドライビング！」の利用目的に照らして損保ジャパンが不適切と判断する行為
- (3)利用対象者が(1)の義務に違反し損害が生じた場合は、損保ジャパンおよび提携先企業等は一切その責めを負わないものとします。
- (4)利用対象者が(2)の禁止行為に違反した場合であって、損保ジャパン、提携先企業等または第三者に損害が生じたときは、利用対象者はこれを賠償するものとします。
- (注)「ドライビング！」提供期間中であるかは問いません。

第6条(端末等の貸与・交換・返却等)

- (1)保険契約者は、別途損保ジャパンが指定する方法および場所にて端末等を受け取るものとします。
- (2)天災地変が生じた場合、輸送中の事故もしくは遅延等損保ジャパンの責めに帰さない事由により端末等を受け渡すことができなかった場合または受け渡しを遅延した場合でも損保ジャパンは責任を負わないものとします。
- (3)(1)にかかわらず、「ドライビング！」の対象となる保険契約の継続前契約に「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」が付帯されている場合は、保険契約者は、継続前契約で使用した端末等を、交換せずに使用し続けるものとします。ただし、損保ジャパンが、端末等の交換の意思表示を行った場合はこれを適用しません。
- (4)損保ジャパンは、保険契約者から前条(1)④に定める通知を受けた場合は、保険契約者に代替となる端末等を送付し、保険契約者は、損保ジャパンより返却キットを送付した日の翌月末日までに、正常に作動しない端末等を損保ジャパンに返却するものとします。なお、保険契約者は、損保ジャパン指定の方法によって返却するものとします。
- (5)保険契約者は、次のいずれかに該当する場合は、損保ジャパンより返却キットを送付した日の翌月末日までに、端末等の全部または一部を損保ジャパンに返却するものとします。なお、保険契約者は、損保ジャパン指定の方法によって返却するものとします。

- ①第9条（「ドライビング！」の対象期間、中止または変更）に定める対象期間が経過した場合
- ②保険契約者が前条の義務の履行を怠り、または怠るおそれがあることが明らかである場合
- ③利用対象者が、端末等の利用に関し、損保ジャパンもしくは第三者に損害を与える行為、または損害を与えるおそれがある行為をした場合
- (6)損保ジャパンは、損保ジャパンに返却された端末に装着等されたSDカードを破棄できるものとします。
- (7)保険契約者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合は、下表に定める違約金を損保ジャパンに支払うものとします。

事由	違約金の額
①(4)および(5)に定める返却期限を過ぎても端末を損保ジャパンに返却しない場合	端末： 30,000円
②前条(1)⑤または⑥に該当する場合であって、利用対象者の責に帰すべき事由により物理的に端末を損保ジャパンに返却することができない場合	
③(4)に際して、端末の破損または故障等の原因が利用対象者の責に帰すべき事由により発生した場合	

第7条(利用可能な端末等を貸与できなかった場合の対応)

- 損保ジャパンの責に帰すべき事由により利用可能な端末等を貸与することができなかった場合は、損保ジャパンは、保険契約者からの申し出に基づき、当該期間に支払われた「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」の保険料相当額を保険契約者に返還することとします。

第8条（「ドライビング！」提供時の責任）

- (1)損保ジャパンおよび提携先企業等は、次のいずれかに該当する事由によって利用対象者に損害が生じた場合は、一切その責めを負わないものとします。
- ①次のいずれかに該当する事由によって、「ドライビング！」の提供が遅延または不能となること。
- ア.通信機器または通信回線の故障もしくはその他通信手段の障害
- イ.プロバイダ、OS、閲覧ソフト等の障害
- ウ.契約自動車または機器の不具合等
- エ.端末等の不具合等
- オ.アからエまでのほか、損保ジャパンおよび提携先企業等の故意または重大な過失によらない事由
- ②公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において盗聴またはこれに類する行為が為されたことにより、利用対象者のID、パスワード、または取引情報等が漏洩すること。
- ③利用対象者が、「ドライビング！」を通じて提供された情報を第三者に提供または開示すること。
- ④サービス利用情報の消去、削除等
- (2)損保ジャパンは、端末等の利用を通じて利用対象者が得る全ての情報について、その完全性、信頼性、安全性、有効性および正確性を保証するものではありません。

第9条（「ドライビング！」の対象期間、中止または変更）

- (1)「ドライビング！」の対象期間は、「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」が付帯されている期間とします。
- (2) 損保ジャパンは、契約自動車の自動車保険契約または当該保険契約に付帯された「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」が解約もしくは解除された場合または当該保険契約が無効となった場合は、その日以降は「ドライビング！」を提供しません。

第10条(個人情報の取扱い)

- (1) 利用対象者は、保険証券の記載事項および「ドライビング！」の提供に必要なとされる情報が、損保ジャパンおよび提携先企業等に登録されることに同意するものとします。
- (2) 損保ジャパンおよび提携先企業等が取得した個人情報は、損保ジャパンの業務遂行上必要な範囲内で利用することがあります。
- (3) 損保ジャパンおよび提携先企業等は、保険証券の記載事項および「ドライビング！」の提供に必要なとされる情報を、提携先企業等間で共同で利用できるものとします。

Driving! 利用規約の全文は下記よりご確認くださいませ。
https://help.dr.sompo-japan.co.jp/terms-p.html

Driving! ドライブレコーダー仕様

端末本体	外形寸法	98mm×84mm×47mm
	ディスプレイ	2.35インチ カラーTFT液晶
	質量	約200g
	バッテリー (配線部搭載)	リチウムイオン電池(約1200mAh)
	起動時間	約5秒
シガーソケット	入力電圧	9.0V～16.0V
電源ケーブル	ケーブル長	6m(4m+2m)
記録映像	有効画素数	フルHD(200万画素)
	画角	水平116°/垂直62°
	動画音声	あり
	記録媒体	microSDカード(32GB)
	常時録画時間	約7時間
GPS	受信衛星	GPS、QZSS(みちびき)、GLONASS
	位置精度	サブメーター級(L1S)対応
通信	モバイル通信	LTE/4G
	Wi-Fi/Bluetooth	あり

(注) 端末仕様およびデザインは、お客さまに予告なく変更になる場合があります。

Driving!
いつでもつながる、あなたの側に



(注) 設置イメージ

専用リアカメラ(オプション)のご案内



あおり運転対策など、後方撮影を希望される場合はオプション(有償)でリアカメラを購入いただくことが可能です。

製品の詳細・ご購入についてはメーカー販売サイトをご確認ください。

詳しくはコチラから



専用スマホアプリのサポートデバイス

iOS	13.0以上
Android	6.0以上

ドライバーズページ(web)の主な対応環境

Windows	対応OS : Windows 10以降	ブラウザ : Microsoft Edge, Google Chrome
Mac	対応OS : MacOS 11(Big Sur)以降	ブラウザ : Safari, Google Chrome

(注) 上記の環境であっても機種や利用環境により、正常に作動しない場合がありますのでご了承ください。

その他注意事項

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 「Driving!」は「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」に付帯されるサービスの名称です。
- 損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報、保険契約の履行、損害保険等、損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。また、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

商品に関するお問い合わせ

カスタマーセンター

【受付時間】

平日 : 午前9時～午後8時

土日祝日 : 午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業)

0120-888-089 おかけ間違いにご注意ください。

(注) ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取り次ぎさせていただく場合がございます。



SOMPO

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<公式ウェブサイト><https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先 **株式会社 スクラム**
代表取締役 **高添 勉**

〒892-0834

鹿児島市南林寺町22-1

TEL 099-239-5151 FAX 099-239-2252

(SJT21-51030 2021.5.28) 16995-01(21050302) **[503747]**-0500